

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT8075392

SUBMISSION TYPE:	RESUBMISSION
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF ADDRESS
RESUBMIT DOCUMENT ID:	507919848
SEQUENCE:	1

CONVEYING PARTY DATA

Name	Execution Date
ABLIC INC.	04/30/2020

RECEIVING PARTY DATA

Name:	ABLIC INC.
Street Address:	3-9-6 MITA
City:	MINATO-KU, TOKYO
State/Country:	JAPAN

PROPERTY NUMBERS Total: 1

Property Type	Number
Application Number:	16344404

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (202)204-0289

Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.

Phone: 202-842-8800

Email: dcpatentfiling@faegredrinker.com

Correspondent Name: FAEGRE DRINKER BIDDLE & REATH LLP

Address Line 1: 1500 K STREET, N.W.

Address Line 2: SUITE 1100

Address Line 4: WASHINGTON, D.C. 20005-1209

ATTORNEY DOCKET NUMBER:	218382-0002-00-US-587565
NAME OF SUBMITTER:	JOHN G. SMITH
SIGNATURE:	/John G. Smith/
DATE SIGNED:	07/25/2023

Total Attachments: 19

source=218382_0002_1certificateallclosedmatters_Chiba_to_Tokyo#page1.tif

source=218382_0002_1certificateallclosedmatters_Chiba_to_Tokyo#page2.tif

source=218382_0002_1certificateallclosedmatters_Chiba_to_Tokyo#page3.tif

source=218382_0002_1certificateallclosedmatters_Chiba_to_Tokyo#page4.tif

source=218382_0002_1certificateallclosedmatters_Chiba_to_Tokyo#page5.tif
source=218382_0002_1certificateallclosedmatters_Chiba_to_Tokyo#page6.tif
source=218382_0002_1certificateallclosedmatters_Chiba_to_Tokyo#page7.tif
source=218382_0002_1certificateallclosedmatters_Chiba_to_Tokyo#page8.tif
source=218382_0002_1certificateallclosedmatters_Chiba_to_Tokyo#page9.tif
source=218382_0002_1certificateallclosedmatters_Chiba_to_Tokyo#page10.tif
source=218382_0002_1certificateallclosedmatters_Chiba_to_Tokyo#page11.tif
source=218382_0002_1certificateallclosedmatters_Chiba_to_Tokyo#page12.tif
source=218382_0002_1certificateallclosedmatters_Chiba_to_Tokyo#page13.tif
source=218382_0002_1certificateallclosedmatters_Chiba_to_Tokyo#page14.tif
source=218382_0002_1certificateallclosedmatters_Chiba_to_Tokyo#page15.tif
source=218382_0002_1certificateallclosedmatters_Chiba_to_Tokyo#page16.tif
source=218382_0002_1certificateallclosedmatters_Chiba_to_Tokyo#page17.tif
source=218382_0002_1certificateallclosedmatters_Chiba_to_Tokyo#page18.tif
source=218382_0002_1certificateallclosedmatters_Chiba_to_Tokyo#page19.tif

IN THE UNITED STATES PATENT AND TRADEMARK OFFICE

Application No. 16/344,404
Patent No. 11,523,945
Issued: December 13, 2022

For DEVICE FOR ASSESSING NEED TO REPLACE ABSORBENT MEMBER

VERIFIED ENGLISH TRANSLATION

Commissioner of Patents
P.O. Box 1450
Alexandria, VA 22313-1450

Sir:

I, Miho Nishibata, having my business office at Grand Front Osaka, Knowledge Capital, 7F K707, 3-1 Ofuka-cho, Kita-ku, Osaka-shi, Osaka, 5300011 Japan, hereby verify that I am thoroughly conversant with both the Japanese and English languages; and, that the attached document represents a true and accurate English translation of Certificate of All Historical Matters / Certificate of All Closed Matters in the Japanese language.

Date : July 18, 2023

Signature: /Miho Nishibata/

Name: Miho Nishibata

閉鎖事項全部証明書
Certificate of All Closed Matters

東京都港区三田三丁目9番6号
エイブリック株式会社

会社法人等番号 Corporate Registration No.	0400-01-092252
商号 Corporate name	エイブリック株式会社 ABRIC Inc.
本店 Head office	東京都港区三田三丁目9番6号 3-9-6 Mita, Minato-ku, Tokyo
公告をする方法	官報に掲載して行う。 当会社の公告方法は、電子公告とする。 https://www.abric.com/jp/semicon/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない場合 は、日本経済新聞に掲載して行う。
会社成立の年月日	平成27年9月28日
目的	(1) 産業機械器具および事務用機械器具の製造ならびに販売 (2) 電気機械器具、電気通信機械器具および電子応用機械器具の製造ならびに販売 (3) 測定機械器具、光学機械器具および医療機械器具の製造ならびに販売 (4) 計量機械器具、分析機械器具、理化学機械器具および音楽機械器具の製造ならびに販売 (5) 前各号までの機械器具の部品および付属品の製造ならびに販売 (6) 電気通信事業および情報処理サービス、情報提供サービス等の情報サービス業 (7) ソフトウェアの作成および販売 (8) 不動産の賃貸 (9) 前各号に付帯または関連する事業
発行可能株式総数	740万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 185万株
資本金の額	金92億5000万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式の譲渡による取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却または代物弁済による実行を含む。）に伴う譲渡による株式の取得については、承認があったものとみなす。

東京都港区三田三丁目9番6号
エイブリック株式会社

役員に関する事項	取締役	<u>石 合 信 正</u>	令和 1 年 6 月 2 8 日重任
	取締役	<u>石 合 信 正</u>	令和 2 年 5 月 3 1 日重任
			令和 2 年 6 月 5 日登記
	取締役	<u>石 合 信 正</u>	令和 3 年 6 月 2 9 日重任
			令和 3 年 7 月 6 日登記
	取締役	<u>石 合 信 正</u>	令和 4 年 6 月 2 9 日重任
			令和 4 年 7 月 5 日登記
	取締役	<u>橋 本 正</u>	令和 1 年 6 月 2 8 日重任
	取締役	<u>橋 本 正</u>	令和 2 年 5 月 3 1 日重任
			令和 2 年 6 月 5 日登記
	取締役	<u>橋 本 正</u>	令和 3 年 6 月 2 9 日重任
			令和 3 年 7 月 6 日登記
			令和 3 年 8 月 1 6 日辞任
			令和 3 年 8 月 2 7 日登記
	取締役	<u>貝 沼 由 久</u>	令和 2 年 4 月 3 0 日就任
			令和 3 年 6 月 2 9 日退任
			令和 3 年 7 月 6 日登記
	取締役	<u>岩 屋 良 造</u>	令和 2 年 4 月 3 0 日就任
	取締役	<u>岩 屋 良 造</u>	令和 3 年 6 月 2 9 日重任
			令和 3 年 7 月 6 日登記
	取締役	<u>岩 屋 良 造</u>	令和 4 年 6 月 2 9 日重任
			令和 4 年 7 月 5 日登記

東京都港区三田三丁目9番6号
エイブリック株式会社

		令和 5年 4月 2日辞任
		令和 5年 4月 6日登記
	取締役 吉田 勝彦	令和 2年 4月30日就任
	取締役 吉田 勝彦	
		令和 3年 6月29日重任
	取締役 吉田 勝彦	令和 3年 7月 6日登記
		令和 4年 6月29日重任
	取締役 吉田 勝彦	令和 4年 7月 5日登記
	取締役 麻生 博史	令和 2年 4月30日就任
	取締役 麻生 博史	
		令和 3年 6月29日重任
		令和 3年 7月 6日登記
		令和 4年 6月29日退任
	取締役 矢野 功次	令和 4年 7月 5日登記
		令和 2年 4月30日就任
	取締役 矢野 功次	令和 3年 6月29日重任
	取締役 矢野 功次	令和 3年 7月 6日登記
		令和 4年 6月29日重任
	取締役 矢野 功次	令和 4年 7月 5日登記
	取締役 長野 典史	令和 3年 8月16日就任
	取締役 長野 典史	令和 3年 8月27日登記
		令和 4年 6月29日重任
		令和 4年 7月 5日登記
	取締役 前村 好士	令和 4年 6月29日就任
	取締役 前村 好士	令和 4年 7月 5日登記

東京都港区三田三丁目9番6号
エイブリック株式会社

東京都世田谷区上祖師谷二丁目3番9号 代表取締役	取締役 岩熊勝行	令和5年4月2日就任
		令和5年4月6日登記
	東京都世田谷区上祖師谷二丁目3番9号 代表取締役 石合信正	令和1年6月28日重任
	東京都世田谷区上祖師谷二丁目3番9号 代表取締役 石合信正	令和2年5月31日重任
		令和2年6月5日登記
	東京都世田谷区上祖師谷二丁目3番9号 代表取締役 石合信正	令和3年6月29日重任
		令和3年7月6日登記
	東京都世田谷区上祖師谷二丁目3番9号 代表取締役 石合信正	令和4年6月29日重任
		令和4年7月5日登記
	東京都目黒区八雲四丁目17番13号 代表取締役 貝沼由久	令和2年4月30日就任
		令和3年6月29日退任
	監査役 渡部速夫	令和3年7月6日登記
		令和1年6月28日重任
	監査役 米田聡	令和2年5月31日就任
		令和2年6月5日登記
	会計監査人 有限責任あずさ監査法人	令和1年6月28日重任
	会計監査人 有限責任あずさ監査法人	令和2年5月31日重任
		令和2年6月5日登記
	会計監査人 有限責任あずさ監査法人	令和3年6月29日重任
		令和3年7月6日登記

	会計監査人 有限責任あずさ監査法人	令和 4年 6月29日重任 令和 4年 7月 5日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	
新株予約権	<u>エスアイアイ・セミコンダクタ株式会社第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）</u> <u>新株予約権の数</u> 30個 <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u> 普通株式 3000株 ただし、下記により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割（又は株式併合）の比率}$ また、本新株予約権の割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。 <u>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</u> 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株当たりの払込金額を1円とし（以下、「行使価額」という。）、これに付与株式数を乗じた金額とする。 <u>新株予約権を行使することができる期間</u> 平成29年5月31日から平成36年5月31日まで <u>新株予約権の行使の条件</u> ① 本新株予約権は、権利行使期間内において、次の各号のいずれかに該当する場合、行使することができる。 (a) 本新株予約権の発行日から3年が経過した場合	

(b) 当社普通株式が日本国内の取引所金融商品市場又は日本国外の証券取引市場に上場した場合で、かつ、当該上場日から1年が経過した場合

(c) 株式会社日本政策投資銀行（以下、「DBJ」という。）が当社普通株式の過半数を取得した後に、その保有する当社普通株式の全部を第三者に譲渡（担保権の実行に伴う譲渡を含む。）する場合

② 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、又は当社取締役会の決議により承認された場合にはこの限りではない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、新株予約権者は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 次の議案につき当社株主総会（株主総会の承認を要しない場合には取締役会）で承認された場合、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(2) DBJがその保有する当社普通株式の全部を第三者に譲渡（担保権の実行に伴う譲渡を含む。）した場合、新株予約権者は、譲渡実行日の翌日以降、譲渡実行日の終了時において未行使の本新株予約権の全部につき行使することができず、当社は、当該新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(3) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

令和2年5月29日新株予約権全部消却

令和 2年 6月 5日登記

エイブリック株式会社第2回新株予約権

新株予約権の数

190個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 1万9000株

ただし、下記により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
1個あたり1万9000円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込
金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1万円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、
次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る
価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づ
く新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場
合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端
数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発
行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、
当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」
を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場
合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必
要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うこ
とができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

2018年12月28日から2028年12月28日まで

新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権は、行使期間内において、次の各号のいずれかに該当する
場合、行使することができる。

(a) 当社の2021年3月期の連結損益計算書（連結損益計算書を作成
していない場合、損益計算書とし、以下同様とする。）が当社の取締役
会において承認又は報告され、当該連結損益計算書に記載された営
業利益が4,300百万円を超過した場合。なお、決算期を変更する
場合、下記②の定めに従うものとする

(b) 当社普通株式が日本国内の取引所金融商品市場又は日本国外の証券
取引市場に上場した場合で、かつ、当該上場日から1年が経過した場
合

(c) 株式会社日本政策投資銀行（以下、「DBJ」という。）が保有す
る当社普通株式の全部を第三者に譲渡（担保権の実行に伴う譲渡を含
む。）する場合

② 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、
2021年3月期において当社の連結損益計算書に記載された営業利益
が4,300百万円を超過しなかった場合、当該連結損益計算書が承認
又は報告された取締役会の日以降、各新株予約権者に割り当てられた新
株予約権を行使することができない。ただし、上記①（b）又は①（c）

が、当該連結損益計算書が当社の取締役会において承認又は報告された日以前に生じた場合には、この限りではない。

なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等、これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

③ 上記①に拘わらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、かかる事由が発生した日以降、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。

(b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法において定められた行使価額を下回る価格を対価として当社普通株式が譲渡されたことを当社の取締役会が確認したとき。ただし、以下の場合を除く。

(i) 資本政策目的等、当社の取締役会において承認された目的のために当社普通株式が譲渡された場合。

(ii) 当社の取締役会が、譲渡の目的に照らし、本新株予約権を行使できないこととすることが相当でないと判断した場合。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、上場日以降に、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法において定められた行使価額を下回る価格となったとき。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、当社の取締役会の委託を受けた第三者評価機関等により、DCF法及び類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法において定められた行使価額を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上、本項への該当を判断するものとする。）。

④ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役又は執行役員であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合、又は当社取締役会の決議により承認された場合にはこの限りではない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を

	無償で取得することができる。 (2) DB Jがその保有する当社普通株式の全部を第三者に譲渡(担保権の 実行に伴う譲渡を含む。)した場合、譲渡日前(可能な限り早く) に、譲渡の実行について新株予約権者に書面により通知することを条 件として、新株予約権者は、譲渡実行日の翌日以降、譲渡実行日の終 了時において未行使の本新株予約権の全部を行使することができず、 この場合、当社は、当該新株予約権の全部を無償で取得することがで きる。 (3) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権の行使の条件に 定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社 は新株予約権を無償で取得することができる。
	令和2年5月29日新株予約権全部消却 令和 2年 6月 5日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社
会計監査人設置会 社に関する事項	会計監査人設置会社
登記記録に関する 事項	令和2年4月30日千葉市美浜区中瀬一丁目8番地から本店移転 令和 2年 5月14日登記
	令和5年3月27日長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73に本 店移転 令和 5年 4月26日登記 令和 5年 4月26日閉鎖

April 30th, Reiwa 2 (2020) Relocation of the Head office from
1-8, Nakase, Mihama-ku, Chiba-shi, Chiba Registered on May 14th, Reiwa 2 (2020)

March 27th, Reiwa 5 (2023) Relocation of the Head office to
4106-73 Oaza Miyota, Miyota-machi, Kitasaku-gun, Nagano
Registered on April 26th, Reiwa 5 (2023) Closed on April 26th, Reiwa 5 (2023)



Thereby certify that is a complete transcript of all matters that have been closed in the
registry under the jurisdiction of Tokyo District Legal Affairs Bureau Minato Branch

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書
面である。

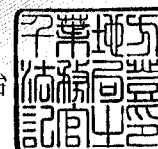
(東京法務局港出張所管轄)

令和 5年 4月27日 April 27th, Reiwa 5 (2023)

千葉地方法務局 Chiba District Legal Affairs Bureau

登記官 Register of deeds

岩 崎 功 治
Iwasaki Koji



閉鎖事項全部証明書

東京都港区三田三丁目9番6号
エイブリック株式会社

会社法人等番号	0400-01-092252
商号	エイブリック株式会社
本店	東京都港区三田三丁目9番6号
公告をする方法	官報に掲載して行う。 当会社の公告方法は、電子公告とする。 https://www.ablic.com/jp/semicon/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない場合 は、日本経済新聞に掲載して行う。 令和 2年 5月31日変更 令和 2年 6月 5日登記
会社成立の年月日	平成27年9月28日
目的	(1) 産業機械器具および事務用機械器具の製造ならびに販売 (2) 電気機械器具、電気通信機械器具および電子応用機械器具の製造ならびに販売 (3) 測定機械器具、光学機械器具および医療機械器具の製造ならびに販売 (4) 計量機械器具、分析機械器具、理化学機械器具および音楽機械器具の製造ならびに販売 (5) 前各号までの機械器具の部品および付属品の製造ならびに販売 (6) 電気通信事業および情報処理サービス、情報提供サービス等の情報サービス業 (7) ソフトウェアの作成および販売 (8) 不動産の賃貸 (9) 前各号に付帯または関連する事業
発行可能株式総数	740万株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 185万株
資本金の額	金92億5000万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式の譲渡による取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却または代物弁済による実行を含む。）に伴う譲渡による株式の取得については、承認があったものとみなす。

東京都港区三田三丁目9番6号
エイブリック株式会社

役員に関する事項	取締役	<u>石 合 信 正</u>	令和 1 年 6 月 2 8 日重任
	取締役	<u>石 合 信 正</u>	令和 2 年 5 月 3 1 日重任
			令和 2 年 6 月 5 日登記
	取締役	<u>石 合 信 正</u>	令和 3 年 6 月 2 9 日重任
			令和 3 年 7 月 6 日登記
	取締役	<u>石 合 信 正</u>	令和 4 年 6 月 2 9 日重任
			令和 4 年 7 月 5 日登記
	取締役	<u>橋 本 正</u>	令和 1 年 6 月 2 8 日重任
	取締役	<u>橋 本 正</u>	令和 2 年 5 月 3 1 日重任
			令和 2 年 6 月 5 日登記
	取締役	<u>橋 本 正</u>	令和 3 年 6 月 2 9 日重任
			令和 3 年 7 月 6 日登記
			令和 3 年 8 月 1 6 日辞任
			令和 3 年 8 月 2 7 日登記
	取締役	<u>貝 沼 由 久</u>	令和 2 年 4 月 3 0 日就任
			令和 3 年 6 月 2 9 日退任
			令和 3 年 7 月 6 日登記
	取締役	<u>岩 屋 良 造</u>	令和 2 年 4 月 3 0 日就任
	取締役	<u>岩 屋 良 造</u>	令和 3 年 6 月 2 9 日重任
			令和 3 年 7 月 6 日登記
	取締役	<u>岩 屋 良 造</u>	令和 4 年 6 月 2 9 日重任
			令和 4 年 7 月 5 日登記

東京都港区三田三丁目9番6号
エイブリック株式会社

		令和 5年 4月 2日辞任
		令和 5年 4月 6日登記
	取締役 吉田 勝彦	令和 2年 4月30日就任
	取締役 吉田 勝彦	
		令和 3年 6月29日重任
	取締役 吉田 勝彦	令和 3年 7月 6日登記
		令和 4年 6月29日重任
	取締役 吉田 勝彦	令和 4年 7月 5日登記
	取締役 麻生 博史	令和 2年 4月30日就任
	取締役 麻生 博史	
		令和 3年 6月29日重任
		令和 3年 7月 6日登記
		令和 4年 6月29日退任
		令和 4年 7月 5日登記
	取締役 矢野 功次	令和 2年 4月30日就任
	取締役 矢野 功次	
		令和 3年 6月29日重任
	取締役 矢野 功次	令和 3年 7月 6日登記
		令和 4年 6月29日重任
	取締役 矢野 功次	令和 4年 7月 5日登記
	取締役 長野 典史	令和 3年 8月16日就任
	取締役 長野 典史	令和 3年 8月27日登記
		令和 4年 6月29日重任
		令和 4年 7月 5日登記
	取締役 前村 好士	令和 4年 6月29日就任
		令和 4年 7月 5日登記

東京都港区三田三丁目9番6号
エイブリック株式会社

取締役 岩 熊 勝 行	令和 5 年 4 月 2 日就任	
	令和 5 年 4 月 6 日登記	
	東京都世田谷区上祖師谷二丁目3番9号	
	代表取締役 石 合 信 正	令和 1 年 6 月 2 8 日重任
	東京都世田谷区上祖師谷二丁目3番9号	
	代表取締役 石 合 信 正	令和 2 年 5 月 3 1 日重任
	令和 2 年 6 月 5 日登記	
	東京都世田谷区上祖師谷二丁目3番9号	
	代表取締役 石 合 信 正	令和 3 年 6 月 2 9 日重任
	令和 3 年 7 月 6 日登記	
東京都世田谷区上祖師谷二丁目3番9号 代表取締役 石 合 信 正	令和 4 年 6 月 2 9 日重任	
	令和 4 年 7 月 5 日登記	
	東京都目黒区八雲四丁目17番13号	
	代表取締役 貝 沼 由 久	令和 2 年 4 月 3 0 日就任
	令和 3 年 6 月 2 9 日退任	
	令和 3 年 7 月 6 日登記	
監査役 渡 部 速 夫	令和 1 年 6 月 2 8 日重任	
	令和 2 年 5 月 3 1 日辞任	
	令和 2 年 6 月 5 日登記	
監査役 米 田 聡	令和 2 年 5 月 3 1 日就任	
	令和 2 年 6 月 5 日登記	
会計監査人 有限責任あずさ監査法人	令和 1 年 6 月 2 8 日重任	
会計監査人 有限責任あずさ監査法人	令和 2 年 5 月 3 1 日重任	
	令和 2 年 6 月 5 日登記	
	令和 3 年 6 月 2 9 日重任	
会計監査人 有限責任あずさ監査法人	令和 3 年 7 月 6 日登記	

	会計監査人 有限責任あずさ監査法人	令和 4年 6月29日重任 令和 4年 7月 5日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	
新株予約権	<u>エスアイアイ・セミコンダクタ株式会社第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）</u> <u>新株予約権の数</u> 30個 <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u> 普通株式 3000株 ただし、下記により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割（又は株式併合）の比率}$ また、本新株予約権の割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。 <u>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</u> 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株当たりの払込金額を1円とし（以下、「行使価額」という。）、これに付与株式数を乗じた金額とする。 <u>新株予約権を行使することができる期間</u> 平成29年5月31日から平成36年5月31日まで <u>新株予約権の行使の条件</u> ① 本新株予約権は、権利行使期間内において、次の各号のいずれかに該当する場合、行使することができる。 (a) 本新株予約権の発行日から3年が経過した場合	

(b) 当社普通株式が日本国内の取引所金融商品市場又は日本国外の証券取引市場に上場した場合で、かつ、当該上場日から1年が経過した場合

(c) 株式会社日本政策投資銀行（以下、「DBJ」という。）が当社普通株式の過半数を取得した後に、その保有する当社普通株式の全部を第三者に譲渡（担保権の実行に伴う譲渡を含む。）する場合

② 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、又は当社取締役会の決議により承認された場合にはこの限りではない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、新株予約権者は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 次の議案につき当社株主総会（株主総会の承認を要しない場合には取締役会）で承認された場合、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(2) DBJがその保有する当社普通株式の全部を第三者に譲渡（担保権の実行に伴う譲渡を含む。）した場合、新株予約権者は、譲渡実行日の翌以降、譲渡実行日の終了時において未行使の本新株予約権の全部につき行使することができず、当社は、当該新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(3) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

令和2年5月29日新株予約権全部消却

令和 2年 6月 5日登記

エイブリック株式会社第2回新株予約権

新株予約権の数

190個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 1万9000株

ただし、下記により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
1個あたり1万9000円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込
金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1万円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、
次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る
価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づ
く新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場
合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端
数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発
行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、
当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」
を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場
合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必
要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うこ
とができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

2018年12月28日から2028年12月28日まで

新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権は、行使期間内において、次の各号のいずれかに該当する
場合、行使することができる。

(a) 当社の2021年3月期の連結損益計算書（連結損益計算書を作成
していない場合、損益計算書とし、以下同様とする。）が当社の取締役
会において承認又は報告され、当該連結損益計算書に記載された営
業利益が4,300百万円を超過した場合。なお、決算期を変更する
場合、下記②の定めに従うものとする

(b) 当社普通株式が日本国内の取引所金融商品市場又は日本国外の証券
取引市場に上場した場合で、かつ、当該上場日から1年が経過した場
合

(c) 株式会社日本政策投資銀行（以下、「DBJ」という。）が保有す
る当社普通株式の全部を第三者に譲渡（担保権の実行に伴う譲渡を含
む。）する場合

② 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、
2021年3月期において当社の連結損益計算書に記載された営業利益
が4,300百万円を超過しなかった場合、当該連結損益計算書が承認
又は報告された取締役会の日以降、各新株予約権者に割り当てられた新
株予約権を行使することができない。ただし、上記①（b）又は①（c）

が、当該連結損益計算書が当社の取締役会において承認又は報告された日以前に生じた場合には、この限りではない。

なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等、これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

③ 上記①に拘わらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、かかる事由が発生した日以降、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。

(b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法において定められた行使価額を下回る価格を対価として当社普通株式が譲渡されたことを当社の取締役会が確認したとき。ただし、以下の場合を除く。

(i) 資本政策目的等、当社の取締役会において承認された目的のために当社普通株式が譲渡された場合。

(ii) 当社の取締役会が、譲渡の目的に照らし、本新株予約権を行使できないこととすることが相当でないと判断した場合。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、上場日以降に、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法において定められた行使価額を下回る価格となったとき。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、当社の取締役会の委託を受けた第三者評価機関等により、DCF法及び類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法において定められた行使価額を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上、本項への該当を判断するものとする。）。

④ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役又は執行役員であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合、又は当社取締役会の決議により承認された場合にはこの限りではない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を

	無償で取得することができる。 (2) DB Jがその保有する当社普通株式の全部を第三者に譲渡(担保権の 実行に伴う譲渡を含む。)した場合、譲渡日前(可能な限り早く) に、譲渡の実行について新株予約権者に書面により通知することを条 件として、新株予約権者は、譲渡実行日の翌日以降、譲渡実行日の終 了時において未行使の本新株予約権の全部を行使することができず、 この場合、当社は、当該新株予約権の全部を無償で取得することがで きる。 (3) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権の行使の条件に 定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社 は新株予約権を無償で取得することができる。
	令和2年5月29日新株予約権全部消却 令和 2年 6月 5日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社
会計監査人設置会 社に関する事項	会計監査人設置会社
登記記録に関する 事項	令和2年4月30日千葉県美浜区中瀬一丁目8番地から本店移転 令和 2年 5月14日登記 令和5年3月27日長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73に本 店移転 令和 5年 4月26日登記 令和 5年 4月26日閉鎖



これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書
面である。

(東京法務局港出張所管轄)

令和 5年 4月27日

千葉地方法務局
登記官

岩 崎 功 治

